

富山国際大学新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン

令和 2(2020)年 12 月 25 日
富山国際大学緊急対策室

富山国際大学における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインを以下のとおり定める。
本学の学生、教職員はこのガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるものとする。

なお、本学の各学部や各機関が、このガイドラインの趣旨に沿って、個別に具体的な対策を講じたり、活動に関する詳細な指針やマニュアル等を定めたりすることを妨げない。

1. 本学の「[活動制限指針](#)」に沿って、授業、学生の課外活動、研究活動、学内会議、事務体制において、適切な感染防止対策を講じる。

「活動制限指針」については以下のURLをクリックしてください。

https://www.tuins.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/corona_345599.pdf

2. 基本的な感染症対策

学生、教職員は学内外を問わず、日常的に以下の基本的な感染症対策に努める。

- ① マスクを必ず着用すること。
- ② 「3密」行動を避け、手洗い・手指消毒を励行すること。
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」*をできるだけ避け、適切な行動をとること。

* 5つの場面とは、

- (1) 飲食を伴う懇親会
- (2) 大人数や長時間に及ぶ飲食
- (3) マスクなしでの会話
- (4) 狭い空間での共同生活
- (5) 休憩室や更衣室などへの居場所の切り替わり

「感染リスクが高まる「5つの場面」は以下のURLをクリックしてください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/infection-20201117.pdf>

- ④ 体調管理に努め、通学・通勤前に検温し、発熱(通常の体温より高い場合)、倦怠感や息苦しさ、味覚・嗅覚に異常を感じる症状など、感染症が疑われるものが見られる場合は、まずかかりつけ医に相談し、医師の指示に従うとともに、大学に必ず連絡し、自宅待機すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、濃厚接触者となった場合、同居する家族が濃厚接触者となった場合は、速やかに大学へ報告すること。また、PCR 検査を受けた場合、必ず大学へ連絡すること。
- ⑥ [新型コロナウイルス接触アプリ\(COCOA\)](#)を積極的に活用すること。

以下のURLをクリックしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

3. 学内に入構する際の感染症対策

学生、教職員は学内に入構する際には、以下の対策に努める。

- ① 自身の健康管理に留意し、異常がある場合は入構しない。
- ② 通学・通勤はできるだけ人混みを避け、時間的余裕をもって通学・通勤する。
- ③ マスクを着用する。

- ④ 施設に入る際に、設置されているアルコール消毒液で手指消毒を行う。
- ⑤ 教職員が学外者を構内に招き入れる場合にも、当該学外者に対して、上記の感染症対策を要請する。

4. 授業における感染症対策

- ① 教職員は授業の前後に部屋の換気を行う。授業中も可能な限り二方向の窓を開けておく。
なお、換気装置がある部屋は常時稼働させておく。
- ② 学生、教職員とも教室に入室する際にはアルコール消毒液で手指消毒を行う。
- ③ 座席指定のある授業では、学生は必ず指定された席に座る。
- ④ 学生、教職員ともにマスクを着用し、授業中は原則としてマスクを外さない。
- ⑤ 教職員や学生が発言する場合は、十分な距離(2m《最低 1m》)をとって発言する。
- ⑥ 教職員は、授業終了後、マイクなど使用した共用物品をアルコール消毒する。
- ⑦ 学生は、授業終了後、机の上をアルコール消毒する。

5. 図書館、メディアコーナー、ラウンジ等の共有スペース利用時の感染症対策

- ① 座席数を間引くなど、一度に利用できる人数を制限し、向かい合って会話や飲食をしないよう利用者に周知する。
- ② 利用者はマスクの着用及び入館・入所前の手指消毒を行う。
- ③ 教職員は定期的な換気と机や椅子等の消毒を行う。

6. 食堂・購買窓口における感染症対策

- ① 食堂における座席の間引きや混雑時の利用制限を行う。
- ② 利用者に大声で会話をしないように周知する。
- ③ 利用者は順番を待つときに一定間隔を確保する。
- ④ 利用者は利用可能な座席のみを使用し、自分で座席等を移動しない。

7. 研究室における感染症対策

- ① 換気に努め、「3密」を避ける。
- ② 複数の者が在室する場合は、全員マスク等を着用する。
- ③ スイッチやドアノブ等、人が触れやすい器物の消毒に努める。

8. 学生の課外活動における感染症対策

クラブ活動等、課外活動の実施の可否については、大学からの指示に従うとともに、活動を行う際は「2.基本的な感染症対策」を徹底する。

ただし、運動系の活動を行う際に、マスクの着用が身体への負担をかける可能性がある場合には、「3密」の回避に努めることを前提に、マスクを外すことができる。

9. 学内における会議、打ち合わせ等における感染症対策

- ① 会議のオンライン化を推進する。
- ② 対面の会議を行う場合は、以下を徹底する。
 - ・「3密」を避ける。
 - ・マスクを着用する。
 - ・会議室に入室する際はアルコール消毒液で手指消毒をする。
 - ・会議時間の短縮に努める。

10. 事務局窓口における感染症対策

- ① 来訪者にはマスクの着用を要請する。
- ② 来訪者とは遮蔽板越しに会話する。

- ③ 窓口で順番待ちが発生する場合は、各人が一定間隔(1m)空けるよう要請する。
- ④ スイッチやドアノブ等、人が触れやすい器物の消毒に努める。

11. 行事・イベント等の実施時における感染症対策

- ① 行事等の実施にあたっては、国、県から示される基準や開催制限の目安を踏まえ、実施の可否を検討する。
- ② ①の検討の結果、行事等を実施する場合は、「3密」の回避に加え、当該行事等の態様に応じて、必要な感染防止対策や開催方式の工夫等を講じる。
- ③ 研究活動に係る比較的少人数のイベント等を実施する場合は、必要な感染防止対策を講じるとともに、Web を利用したツールの活用も検討する。

12. 学生・教職員の国外・県外への移動について

- ① 国外・県外への移動に係る方針については、国内外、県内外の感染状況を踏まえ決定する。学生・教職員は大学の発信する情報に留意し、常に最新の状況や大学の方針を確認する。
- ② 感染者が多く発生している地域への移動は慎重に判断し、やむを得ず移動する場合は、学内の関係者に連絡し許可を得たうえで移動する。

13. 学生・教職員の感染者等が発生した場合の対応

- ① 学生の感染が確認された場合、及び学生や学生の同居家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する連絡体制」に沿って、適切に対応する。
- ② 教職員の場合も、上記①と同様に、適切に対応する。

[「新型コロナウイルス感染症に関する連絡体制」](https://www.tuins.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/365079b9c543b328edfd28c943aad728.pdf)については、以下のURLをクリックしてください。

<https://www.tuins.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/365079b9c543b328edfd28c943aad728.pdf>

14. 偏見や差別の禁止

共存・共生の精神を基本理念とする本学においては、新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者とその家族、並びに対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に従事する人々とその家族等に対する、いかなる偏見や差別も認めない。本学の学生並びに教職員は、こうした偏見や差別的言動がないように良識ある行動に努める。

以上